

県北広域振興局長告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年7月22日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 340号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡九戸村大字山根第7地割字御化粧平269番1地先から94番81地先まで	新	m 18.9～11.5	m 63.7
	旧	15.8～11.0	63.7
九戸郡九戸村大字山根第7地割字御化粧平13番5地先から第3地割字和蛇田48番1地先まで	新	16.2～10.3	438.5
	旧	16.2～8.1	438.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 平成28年7月22日から同年8月22日まで